

救護編

一、皇室の御救恤

這般の大震災に就て、吾等が子孫に傳へて、永遠に忘れてはならぬ事は、皇室の大御心、御仁慈のいと厚い事である。今事を新にして、其の跡を謹記しやう。

イ、御内帑金の下賜

前代未聞の大震災の報、一度天聽に達するや、上 皇室に於かれては、宸襟を惱ましめ給ふ事深く、九月三日の午後、攝政宮殿下は、山本首相を召され、賑恤の思召を以て、御内帑金壹千萬圓を下賜せられた。是れは、其の後、罹災民一同が『御下賜金』として拜したものである。又、其れと同時に、次の様な御沙汰書を賜つた。言々句々、厚き上の大御心が、伺ひ知られて、吾等は唯だ感泣の外はない。

御沙汰書

八六

今回稀有の大地震東京及近縣を襲ひこれに加ふるに大火を以てし其慘害甚だ大なるは實に國家生民の不幸なり余は其の實狀を見聞して日夜憂慮し殊に罹災者の境遇に對しては心深くこれを傷む茲に内帑を顧ちて其痛苦を慰めんと欲す官民夫れ協力して適宜應急の處置を爲し以て遺憾無きを期せよ。

ロ、皇后陛下の御仁慈

國母陛下には、罹災民の痛苦を殊の外御心痛遊ばされ、九月十三、十四の二日間に亘りて、侍從、事務官及び侍醫を、東京市内及び府下に差遣され、同十六日には横濱へも事務官を遣されて、御慰問を賜つた。又、皇后陛下には、震災當時、日光の御用邸に御滯在中であつたが、各地被害の報を聞きし召され、痛く御軫念遊ばされ、罹災民傷病者に對する御同情から、九月二十九日還啓を仰出され、三日に亘り、東京府内の病院、罹災者の收容所等を御巡視あらせられ、親しく御言葉さへ給つた事が尠くなかつた。又、婦人小兒の救療に就て、有り難い御言葉があつたので、宮内省では直に御趣旨を奉體して、巡回救療班を組織し、九月十三日以後、京濱の罹災者避難所を巡回往診するに至り、罹災

民は、誰れ一人、皇恩の厚きに、感激の涙を流さぬものはなかつた。

二、政府の施設

攝政宮殿下には、九月一日の大震災の惨苦を御憂慮遊ばされ、内田臨時首相に對し、用意の周到を盡し、罹災者の救助に努力すべき様の御言葉を賜つた。内田臨時首相は、御趣旨を奉體し、閣員一同、二日午後三時内務大臣官邸に參集し、緊急協義の結果、臨時震災救護事務局を設置したのを手始めに、罹災民の救護、罹災地の治安維持、必需品の徵發等萬遺憾なき處置を執つた。

イ、震災救護事務局 九月二日の官報號外を以て、臨時震災救護事務局官制公布せられた。其の事務局は、總理大臣の管理に爲り、震災被害救護に關しての事務を掌るもので、總裁、副總裁、參與、委員、事務局、書記の職員を置いて、總裁には内閣總理大臣、副總裁には内務大臣が其の掌に當つた。而して事務局は、是れを、總務部、食糧部、收容設備部、諸材料部、交通部、飲料水部、衛生醫療部、警備部、情報部、義捐金部、會計經理部の十一部とし、各事務を分擔し、全力を傾注し、次の様な方針の元に活動した。

一、治安の維持は陸海軍警察相協力して之れに當ること

二、罹災民の直接救護炊出米、飲料水の供給、小屋掛等は、府縣市の罹災救助基金を以て之れに充

て、其不足は總て國費を以て支出し、府縣市をして其の實行を爲さしむること

三、食糧品、小屋掛材料、其他の必要物質は時を移さず、地方長官を徵發し、市より罹災民に配給すること

四、自動車、荷馬車、荷車、ガンリン等は手近なるものを出來得る限り多く徵發して、物資の輸送に當らしむること

五、罹災民の地方に移動するものには、鐵道省に於て無賃輸送を爲すこと

六、食糧其他生活物資の暴利を取締ること

七、薪炭、木材、食糧等は大藏省、農商務省、宮内省に於て拂下の手段を講ずること

八、政府にて新聞を發行し、事實の真相を傳へて人心の動搖を防ぐこと

九、赤十字社、濟生會等を督勵して速に救濟を開始せしむると共に、避難中の醫師を利用して、小學校等に假病院を開かしむること

其後、種々な必要上から、各部局の併合、合併等が行はれたが、何れも臨時の措置を誤まらぬ様に、最善の努力を盡した。又、是れと同時に、政府は罹災救助資金として、九百五十萬圓支出の件をも決定した。

ロ、非常徵發令公布 二日午後五時、内閣は山本權兵衛伯を首相とする山本内閣の成立を見た

が、新内閣は、前内閣の決定した 五十萬圓の豫算を認め、臨時震災救護事務局の事業を其儘繼承し、必要に應じて前年度豫備金剩餘支出すべく、尙各大富豪に義捐を交渉し、應急の善後策を講じた。而して新内閣は取へ敢へず、震災地救助の必要上、同日直に非常徵發の緊急勅令を公布し即日施行した。是れは、地方長官を以て必要な食糧、建築材料、衛生材料、運搬費其他生活必需品並に勞務を徵發せしむるもので、其代償は、市場に於ての三ヶ年の平均價格を以てする事とし、若し是の徵發の命令を拒んだ者は、三年以下の禁錮には三千圓以下の罰則を設けた。

東京市内の自動車數百臺は忽ち徵發せられ、新宿驛内に積まれた米六千俵を始め、各地各所に於て、食糧品、飲料、醫藥品等が徵發せられ、阪神地方及び秋田、青森兩縣からは、急速に小屋掛材料十二萬戸分を取り奇せる事になつて、各關係府縣知事、大林區署長等に命令を發すると共に、農商務省から、事務官を急派し、又、釘、吳産緣等を近縣から徵發して、應急の用に供した。

ハ、戒嚴令の發布 不安の第二夜は明け、震災地は何處も、大混亂裡にあり、流言蜚語各所に行はれ、人心は全く恟々して居つた。此の時に當て、遂に三日、東京府及び横須賀を除く神奈川縣一帯に福田雅太郎大將を司令官とし、阿部信行少將を參謀長とした關東戒嚴司令部が置から、近衛以下第一、第二其他の十個師團の歩兵數箇聯隊、及び工兵の數箇大隊、其他野戰重砲兵隊、騎兵隊 の特科部隊の出勤となり、混亂せる秩序の回復に努むると共に、工兵隊及び電信隊の約一千名は、鐵道、

電信、電話の復舊に夜を徹し、又、其の一部は破壊された道路、橋梁等の修築作業に従事した。

二、三大緊急勅令の發布　政府は、大震大火災の緊急措置として、急遽徴發令を發布し、次で關東戒嚴司令部を置き、食糧配供の圓滑を計り、専ら秩序の回復に努めたが、六日緊急樞密院會議を開催し、治安維持令、暴利取締令、及び支拂延期令の三大緊急勅令を即決し、直に内閣會議で之れを議決した。是れを公布、即日施行した。是の三大勅令が公布實施されてからは、人心は急に安定の方向に赴いた。徒に根底の無い流言を放て、治安維持令に問はるゝ者もあり、殊に此の機に乗じて、暴利を貪る非國民は、毎日幾千人となく暴利取締令の厄介になり、世人は、斯うして日一日と震災前の状態に立ち返つて行く事が出来たのである。

ホ、租税と輸入税の減免　山本内閣は成立以來夜を日に次ぎ、目醒しい活動を續けた。六日に前記の三大勅令を出したが、十一日には、更に輸入税免除に關する二勅令を、又十二日には罹災者に對する租税を減免し、同時に生活必需品の輸入税免除の勅令（米穀輸入税免除勅令）が公布され、何れも即日實施せられた。

是等の内、生活必需品とは材木、板類、鋺力板、鐵釘其他鐵材等の建築材料、魚介類、大豆、小麥、小麥粉等の食糧品、綿糸布、毛織物等の衣類品等五十七品目が指定せられ、減免税期間を大正十三年三月十一日迄とされてゐる。

他方政府は、十二日東京を始め、震災害を被つた神奈川、埼玉、千葉、静岡の四縣の現任府縣會議員は、其の任期が満了しても、後任議員選舉期日の前日迄存在すべき旨の勅令、並に罹災地の行政廳の制限に屬する處分に基く權利、利益の存續期間であつて、大正十二年九月一日より大正十三年三月三十日までの間に満了すべきものは、之れを大正十三年三月三十一日に満了するものと見做す旨の勅令を公布し、何れも即日から施行せられた。

へ、日本銀行割引補償

災害の打撃は經濟機關の全般に及ぶ金融機關に大打撃を與へた。從

て是れに對して、資金調達の便宜を與へ、其の復興を迅速にする事は、刻下の急務といはなければならぬ。そこで日本銀行では、其の復興を速にすると同時に、中央との交通が困難な爲め、金融の圓滑を欠いた地方の銀行に對して、所要資金を供給し、金融界の安定を保ち、一般財界の回復の機運を促進する爲め、次の様な應急策を講じた。

一、資金供給に對する制限の撤廢、從來は資金の貸出につき、豫め一定の限度を設けて居つたが、是れを撤廢すること。

二、擔保品の擴張 從來の成規又は平素慣行の取扱に拘泥せないうで、事情止むを得ざるものは、成規の擔保品以外、苟も價值ある質草である以上は、地方債、社債、株券、商品、手形には證書類に其の種類銘柄の如何を問はず、是れを提供せしめて、其の實價に應じて資金の融通をする事。

三、其他能ふ限りの方法に於て融通すること、即ち信用貸をもする事。

四、取引銀行の擴張 平素の取引銀行以外にも門戸を開放して、資金調達の便宜を興ふる事。

五、割引補償、支拂猶豫令が満期となつた時、政府は之の勅令を廢して、日本銀行が罹災地關係の手形で、大正十四年九月三十日以前に満期となるものを割引し、是れが爲めに損失を蒙つた場合に、一億圓迄は、政府が其の損害を補償するといふ日本銀行割引補償金の制定を見た事、

千、恩給支給期繰上げ 大正十二年十月支給される筈の恩給、退隱料、遺族扶助料等は、東京、神奈川、静岡、千葉、埼玉の各府縣の罹災地に住む受給者に限り、大正十二年九月廿日以後何時でも支給されることとなつた。

ヌ、食料品の輸送 大震と共に交通機關は一時に杜絶して、都落の便宜を奪はれた罹災者は、鐵道が一部開通すると共に、波の様に停車場に殺倒した。従て、罹災者を地方に輸送する事は、急務中の急務であつたので、鐵道省では、次の様な運賃の免除又は割引をした。

イ、罹災者

(い) 罹災地を發する場合

九月三日より二十日迄 無證明にて無賃九月二十一日より末日迄 市區町村長の證明ある者のみ無賃

(ろ) 避難地から郷里、親戚、知人に歸る場合

九月二十日より十月十日迄市町村長の證明により無賃

口、救護事務に従事するもの

九月十三日より上京は總て有賃として其の退京の場合には、十三日以前に上京した者で九月中に歸郷する者に限り交通部で歸郷證明書を交付して無賃の取扱をした。

ハ、罹災鮮人

罹災鮮人に就ては、朝鮮總督府の證明に依て、九月二十八日から十月十五日迄、釜山まで無賃の取扱をした。

更に海軍に於ては、軍艦淺間、八雲、岩手の三艦を以て芝浦清水間の罹災者運輸に當らしめ、郵船會社は上海丸、長崎丸を以て、横濱神戸間の罹災者輸送に充當した。是れに依て東京より各地に出た者は、九月一日より末日迄に二百二十一萬一千七 五十人、汽船で出た者七萬三千百六人、軍艦に依る者(是れは九月二十一日迄)二萬一千七百人の多數に上り、横濱より各地に邊難した者は、汽船に依る者四萬一千八百九十五人、軍艦による者(但し二十一日迄)七千七百人に達した。

又、食糧品の輸送と配給 大震災後、何人の頭にも第一に氣遣はれたのは、食料品の不足と是れに伴ふ暴騰とであつた。然し、政府では逸早くも此の點を考へて、非常徴發令、暴利取締令を發

布して、不徳漢の跋扈を制し、他面、大阪所在の官米五十萬石を芝浦に廻送し、其の上、近縣より三十五萬石を取寄せた。是等の米穀は、何れも軍艦が此の任務に就た。是等の米穀は、農商務商の食糧局の管理に屬して居て、公共團體の手を経て、罹災者に配給された。又、東京府、神奈川縣、東京市、横濱市、深川廻米問屋組合、神田川米穀市場組合に政府の所有米を拂下げて、小賣値段を公定して食糧の潤澤を計つた。鐵道局では、救恤品輸送は無賃、生活必需品は、其の品種を選定して運賃五割引を行つた。

ル、建築材料の供給　大震後直に、富士、天城、三方及び、神奈川、山梨、愛知各縣下の御料林から小屋掛材料として、數十萬石の杉松材の御下賜があつた。又、北海道の御料林からは、トド松、蝦夷松約四萬石を伐採して、罹災地に輸送する計畫がある旨、宮内省から公布せられたが、救護事務局では、バラック建築用木材を準備し、九月中旬府市警視廳で建築するバラック材料を餘いた殘餘二十三萬石（價格五百萬圓）を各區役所の手を経て個人に拂下げた。又、救護事務局では、罹災細民の爲め、半永久的小住宅建設を計劃して、東京府市、神奈川縣に其旨を示達したが、資金の配當は、東京府千五百戸、東京市二千戸、神奈川縣千五百戸の割合である。

恩　賜　金

天皇陛下には、民草の苦難に、深く宸襟を惱ましめ給ひ、御賑恤の思召を以て、御内帑金壹千萬圓を御下賜あらせられた事は、國民の恐懼感激に堪へない處である。政府では、攝政宮殿下より賜つた御沙汰書の御趣旨を奉體して、罹災者に、寸時も速く、此の聖恩に浴せしめやうと、最善の努力を拂つた結果、遂に十月三十一日附を以て、一定標準の下に恩賜金を配分した。

東京府	七百十萬八千八百八十九圓	神奈川縣	二百五十一萬九千四百十四圓
千葉縣	二十萬七百八十二圓	靜岡縣	八萬六千四百三十五圓
埼玉縣	六萬五千五百十九圓	山梨縣	一萬五千八百二十二圓
茨城縣	三千百三十九圓		

是れと同時に、政府は此の恩賜金の恩典に浴すべき罹災者の範圍を定め、先づ震火災に因る死亡者、行方不明者、負傷者、住宅の全燒、全潰、全流失、又は半燒、半潰、半流失の災厄に遇ふた者は、内外人の區別なく、大體次の標準の下に下附する事に決定した。

一、死亡者、行方不明者	一人當り	金十六圓
二、負傷者	同	金四圓
三、住宅全燒、全流失	一世帶當り	金十二圓
四、同全燒	同	金八圓
五、同半燒半潰半流失	同	金四圓

此の恩賜金は三千四百五十六圓を中井村に下附せられたので、村役場では、豫てより、各議員、區

長等と共に、苟も過誤失態の無い様に最善の注意を拂つて、十二月二十七日、恩賜金を拜受し、一月一日、次表の様に恩賜金を傳達し、聖恩の極無きを再び感佩した。

恩賜金拜受者名

部落名	全潰	半潰	死亡	負傷	部落名	全潰	半潰	死亡	負傷
松本	一三	三〇	七	一	比奈窪	一五	一一	一	一
雑色	二	九	一	一	鴨澤	八	二五	一	一
古怒田	一	二〇	一	一	境	五三	二九	五	一
境別所	一七	一八	一	二	岩倉	四	九	一	一
半分形	三	一一	一	一	遠藤	一二	二三	一	六
田中	一〇	一九	二	一	藤澤	一	一〇	一	一
久所	四	一	一	一	北田	一五	一七	四	二
井ノ口	五五	九二	三	六	合計	二二二	三三三	二四	二一

謝すに辭無き外國の同情

『火災天に沖し、三百萬の民、黒雲の如く渦きて、駛り遁る』

そうした飛電は、刻々と、後から後から、絶へ間も無く、大空を走つて、世界の隅から隅へと傳つ

て行つた。東京も、横濱も、名古屋も全滅したといふ飛報は、更に續いた。地は響き割れ、家は崩れ焼け、喰ふに物無く、飲むに水無きまゝに、二百萬、三百萬の人々が、荒野の如き焦土を走り惑つて居る光景が、全世界の人の心眼に陥ちて來た。その一瞬に、全世界は、電氣にでも打たれたかのやうに、ハツとした。

そうして、再び我に歸つた時、其處には、純直な同情が、洩水の堤を決して、奔騰する様に湧き起つた。國際的嫉視とか、人種的偏見とかは、全く地を拂つて、唯だ、悲壯な境涯のうちに、勇ましくも戰てゐる日本人の爲めに、何にかしなければならぬ。早く何にかしたいといふ、心持が、期せずして、凡ての人の胸臆に迸つて來た。ジツトしてはゐられない様な氣持で、町と村と、野と山との内から、日本救援の大運動が起つた。

排日を以て聞こへるカルフォルニア州が、人口當りでは一番に澤山の寄附をした。日本攻撃を看板にして居るハースト系の諸新聞が、一齊に日本救援の進行曲を奏した。全世界にあれ程瀾漫して居た排日的感情は、一掃されて了つたと思はれる程の景色であつた。

これは、唯に米國計りではない、支那でも、英國でも、佛蘭西、伊太利、露西亞でも、皆一様に、深い同情の心持を表明した。この光景の大様を指記し、厚き同情に報ゆる、謝恩の意を表し度い。

國際聯盟會議

震災當時、國際聯盟總會は、瑞西ジュネーヴ市に開催中であつたので、全

會一致、同情表明の決議を爲し、佛國委員レーノルド氏の提案にかゝる、日本負擔額輕減を滿場一致を以て可決した。又、日本國立圖書館に七十萬卷の圖書を寄贈せん事を決し、更に各代表者は、個人として寄附金に應募した。

英國

英國皇太子殿下は、早速代理を日本大使館に遣はされ、深甚の同情を表する旨を傳達せしめられた。又、倫敦市長は、日本救援の寄附金募集に着手せる處、九月二十日迄に、已に七八百萬圓の巨額に達した。

政府に於ては、直に東洋艦隊に急電して、食糧其他を滿載して、日本に急航せしめ、加奈陀、濠洲、印度等の各屬領殖民地も、或は金圓、又は物資を義捐して來た。

米國

米國の同情は、殆ど各國の範を脱するの觀を呈した。大統領が五百萬弗（一千萬圓）を募集せるに對し、二週間に於て、八百萬弗（千六百萬圓）に達した。南太平洋鐵道會社の如きは、日本行救恤品の無賃輸送を爲し、米國政府は、東洋艦隊を横濱に急派して救護に従事せしめ、比律賓島より、快速力の汽船に、食糧物資を急送せしめた。赤十字の集め得た上記八百萬弗は、百萬弗を現金として日本政府に寄贈し、餘は擧げて、食糧、衣服、毛布、藥品、建築材料として、二十四隻の汽船に滿載して、横濱に急送したのであつた。

米國各地の新聞は、日々日本大震の記事を滿載し、社説に於ても、極て同情ある議論を試み、國難

に處して、沈着よく此の機宜を誤まらなかつた日本人の精神的鍛練を激賞して止まなかつた。

桑サンフランシスコ港に於ては、殊に熱誠著しく、千九百六年の桑港大震に對し、日本が卒先救護した恩誼に報

ゆるは、今日にありとして、百萬圓募集の計畫を樹て、忽ちにして之れを集め得たのであつた。

支那

隣邦支那の同情に至ては、我等の大に感謝しなければならぬ處があつた。

初め震災の報に接した時、北京の上下兩院は、弔電を發して來て、更に防穀令を暫時解禁した。(支那では、法律を以て、穀物を海外に輸出する事は嚴禁されてゐる)そうして、日本向輸出の食糧品、

衣類並に藥品等の關税を免除したのであつた。而して各地の赤十字社は、直に活動を開始して、米穀其他を送附して來たが、又、一方、北京の日本公使館が、九月中に受領した金額は約十一圓萬であつ

て、其の内、大總統曹混氏三萬圓、宣統帝の銀一萬元及び情密傳來の陶器三十點等があつた。

天津に於ても、前大總統徐世昌氏の一萬元を始めとして多額の寄附があり、此の外、青島、濟南、香港、廣東、厦門、汕頭、上海、抗州、漢口、雲南、吉林等の各地に於ても、何れ劣らぬ熱心な同情を表明して、寄附金を募集した。

歐洲諸國

歐洲諸國に於ける同情も亦前記各國の夫れに劣らない。

佛蘭西に於ては、九月七日を以て、全國半旗を掲げて弔意を表し、一般興行物を停止し、又全國

新聞業者の後援の下に、義捐金の募集に着手した。而して第一回到於て百二十四萬法を超過した。

伊太利は、國が日本と同じ様に地震國である爲め、同情の念は一層切なものがあつた。新聞は日々半頁から一頁に亘つて之れを論評する有様であつた。政府は百萬リラを赤十字社に附して救護材料を購入して、我赤十字社宛に發送せしめたが、九月十日を以て、日本に對する弔意表明の日として、全國に亘つて、弔旗を掲揚して、歌舞音曲を停止した。

白耳義に於ても、政府指導の下に、救援委員を作り、義捐金を多額に寄附した。

其の他、獨逸、奧太利、和蘭、瑞典等、何れも相競つて弔意を表し、救援に盡力した。

今、是等列國からの同情を、數字を以て表はすと次の様になつてゐる。

米國又屬領

赤十字社扱義捐金總額（米國赤十字社の計算による）約一千六十万弗

内物資購入

約五百十萬弗

現金

百十萬弗

殘金

約四百三十萬弗

米國陸軍義捐品（米國大使館評價）

約七百萬弗

（横濱及麻布天幕病院に使用）

米國海軍義捐品

約二百萬弗

(震災直後軍艦ブラックホーク等が物資を満載して本邦へ急行せるもの)
英國及屬領

現金 約三百八十萬圓

(倫敦市長主催の「マンシヨン・ハウス・ファンド」各自治領政府の贖金等を含む)

物資

イ、震災直後極樂艦隊旗艦「ホーキンス」號は食料品、醫料材料、毛布等を満載して本邦へ急行した。

ロ、「マンシヨン・ハウス・ファンド」に屬する贖金中前記の現金を除きたる約一萬磅を以て購入せる物質

ハ、加奈陀政府支出の二十萬弗及び赤十字の募集贖金によりて購入せる木材等多量の物資

ニ、濠洲政府主催の委員會募集贖金紙十萬磅に相當する各種物資

ホ、香港聯合救濟會より毛布等

支那

現金 約八十萬圓

(但し此の金額中には大總統令に敬意の二十萬元を含まない)